

## 愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給補助金交付要綱

(平成21年6月9日付け21畜第179号 農林水産部長通知)  
(一部改正 平成31年4月1日付け31畜第840号 農業水産局長通知)  
(一部改正 令和元年5月7日付け31畜第962号 農業水産局長通知)  
(一部改正 令和2年11月30日付け2畜第900号 農業水産局長通知)

### (通則)

第1条 愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給補助金(以下「補助金」という。)は、高病原性鳥インフルエンザの発生等による畜産経営の継続及び維持や再開に必要な家畜の導入、飼料等資材の購入等に要する資金を円滑に導入し畜産経営の安定を図るため、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号、以下「実施要綱」という。)別添2、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領(平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2、以下「中畜要領」という。)及び愛知県家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領(平成16年3月31日付け15資金種類畜第803号。以下「県要領」という。)に基づき融資機関が畜産経営者に貸し付ける資金に係る利子の一部を、予算の範囲内において融資機関に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱及び融資機関との契約の定めるところによる。

### (利子補給の承認の申請)

第2条 融資機関は、補助の対象となる貸付について、利子補給を受けようとするときは、愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書(様式第1)を知事に提出しなければならない。

### (利子補給の承認等)

第3条 知事は、前項の規定による愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、当該家畜疾病経営維持資金についての利子補給の承認又は不承認を決定し、愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給承認通知書(様式第2)又は愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給不承認通知書(様式第3)により当該融資機関に通知する。

2 知事は、前項の規定により利子補給の承認を決定するにあつては、必要な条件を付けることができる。

### (補助の要件)

第4条 この補助金は、実施要綱別添2第3の3の(1)のアの定める者(以下「利子補給対象者」という。)に対して実施要綱別添2第3の3の(1)のオの(エ)に規定する貸付利率から次条第2項で定める利子補給率を差し引いた利率で融資機関が貸し付けた場合に適用する。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、利子補給対象者ごとに1月1日から12月31日までの毎日の貸付最高残高(延滞金を除く。)を合算した額を365日で除して得た額に利子補給率を乗じて得た額の合計とする。ただし、期間中の利息には、遅延損害金及び違約金は含まないものとする。

2 前項で規定する利子補給対象者ごとに適用する利子補給率は、実施要綱別添2第3の3の(1)のオの(エ)に規定する利率とする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとする融資機関は、愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給補助金交付申請書(様式第4)に利子補給計算書(様式第5)を添付して1月20日までに知事に提出する。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前項の補助金交付申請書を受理したときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付の決定を行い、速やかに愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給補助金交付決定通知書(様式第6)を融資機関に交付する。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第8条 規則第13条に規定する実績報告及び規則第14条に規定する補助金の額の確定は、補助金の交付の申請及び交付決定の通知をもってこれに代える。

(補助金の請求)

第9条 融資機関は補助金の交付の決定後、速やかに愛知県家畜疾病経営維持資金利子補給補助金交付請求書(様式第7)を知事に提出する。

(書類の提出)

第10条 この要綱に基づく書類の提出は、様式第1については所轄の県農林水産事務所へ1部、その他の様式については愛知県畜産課に1部提出する。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。